

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会ニュース VOL. 61



発行人 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会会長 岩本邦雄
編集 同上 広報部会 HP: <http://w01.tpl.jp/~a368318200/>
発行所 同上 事務局 〒235-0021 横浜市磯子区岡村3-15-14 岩本邦雄方
TEL & FAX 045-751-1010

川崎市きずなの会から 川崎市へ要望を行う

平成27年1月13日(火)川崎市庁舎において川島障害計画課長、糊澤就労推進課長他と川崎市域の家族(川崎市きずなの会)代表松沼神奈川施設保護副会長他12名と神奈川施設保護岩本会長、山本広報部会長も同席の上、神奈川施設保護と共同で川崎市に対して申し入れを行った。

申し入れ概要

- ①短期入所の充実
- ②入所施設の防災訓練の充実を
- ③就労支援の充実
- ④障害特性に合った健康診断を
- ⑤老朽化施設の改善を
- ⑥高齢化に伴う施設整備と人員の配置を
- ⑦GHから施設への再入所を
- ⑧障害者の入院・医療の充実

話し合い概要

★全体説明として

- ①医療的ケアが必要な方以外の入院枠は設けていない。
- ②GHは計画的に拡充していく。
- ③医療ケア対応の方は、市立病院と重心者の施設でショートステイ型。(99床)で対応している。
- ④方向性事業としてショートステイの拡充をはかる。
- ⑤第4次川崎ノーマライゼーション計画を現在作成中。

★要望事項に対して

- ①障害者の防災訓練
- ②防災訓練は年2回行うことが法律的に義務付けられている。
- ③施設により障害の特性・程度に

併せ安全・安心の立場から月1回程度行っているところもあると聞いている。

防災訓練の規定にはずれていないければ市から指示することはない。

②就労支援の充実

障害者就労支援課は昨年4月に新設され、法的な整備を行い、昨年度取り就労行動計画作成した。川崎市のホームページ(障害者優先就労支援)にもアップしている。

施設で作ったお菓子の販売等、特殊なケースでは、水道メーターの分解、施設の清掃業務等の仕事を業者から回してもらっている。軽度の人には一般就労を推進している。

川崎の障害者の雇用率は昨年過去最高を記録し、卒業と同時に就労した方もいる。

工賃の収入アップを図り、その収入範囲内でグループホーム生活ができる状態に持っていきたい。

③健康診断

一般的な健康診断は義務付けられており、障害があるからとの理由で特別な診断は行っていない。個別に施設側との話し合いで必要な健康診断を入れてもらってもかまわないのではないかと施設側にも要望してほしい。

川崎市では公共施設全体の長寿命化を検討している。公共施設(学校、道路、病院等)も老朽化している。現在全体的に見直し検討している。

④施設の老朽化対策

障害者施設だけ優先的に建替えるのは公平性の観点から難しい。施設修繕費は川崎市で出しているはず建替えていく事を考えていきたい。

⑤高齢障害者が安心できる施設 川崎市内で65才以上の高齢者は昨年調査した段階で22名いる。通常、施設で対応しているが、対応が無理であれば特養に10床前後の障害者用枠を設けようとしている、特養に移って頂くこともある。

担当ケースワーカーに相談してほしい、何か問題あれば川崎市として相談に乗る。

⑥GH等に入所し適応が無理な場合施設に戻れるようにしてほしい。施設利用者が、車いす対応になり、GHでの対応が無理の場合等は運用のなかで対応していく。ケースワーカーのなかで支援の場所を探していく。

地域移行を進めていくなかで、施設に戻せるとは断言できない。

⑦障害者が安心して入院できるよ

うにしてほしい。市立病院(3病院)に医療的ケアのショートステイ枠は設けてほしい。

全体の70%の利用率があるので、30%余裕がある。土日に集中しており、順次拡充していく。

平成25年度の法改正で、障害者雇用促進法ができ、働ける人は一般就労、福祉的就労をしてもらうこととした。

この場合の場で要請した施設新設の件は他の障害団体と一致した要請ですが、その後市からH27年度に1400万円の調査費がついたことが伝えられた。

施設保護岩本会長の挨拶

桜の風の3障害者一つの施設で対応する取り組みは新しい試みで多くの注目があるので、その成果を外部に発信してほしい。

川崎市の障害福祉計画の中で長期的視点での職員のレベルアップ、高齢化の備える施設設備充実等に関係者とともに検討してほしい。家族との話し合いを十分行ってほしい。

感想

川崎市域の親の会では、川崎市と話し合いを積極的に行い、要望をだし、利用者にとって安心安全な生活ができるよう活動しており、行政もそれに答えようとしていることが感じ取られた。

障害福祉を取り巻く

最近の議論

神奈川県連会長 岩本 邦雄

私たちは知的障害のある人たちの将来のために、どのような問題認識で何に取り組んで行かなければならないかを、常々考える必要があります。

表面的な現象にとらわれることなく、小さな変化であっても大きな流れの中で大局的に捉え、見誤らないようにすることが大切だと思っています。

神奈川県連は、保護者(家族)会活動の活性化や、テーマを決めて各保護者会等から参加した皆さんと意見交換をする活動等に取り組んでいます。

これは地道で時間もかかりますが、大変重要な取り組みの一つと考えています。

また、「障害福祉をめぐる最近の動き」を紹介して、家族の皆さんにそのポイントを知ってもらう活動や、膨大な障害福祉施策・法律についての確かな理解し、その問題点や課題を障害のある人に代わって、社会や国に訴え改善していく活動にも取り組んでいます。

戦後スタートし長く続いた障害者の措置制度が見直されて、2003年に支援費制度に代わりました。

支援費制度では「措置から契約」と称する改革が行われ、障害のある人と施設が直接契約をする仕組みに変わりました。しかし、この支援費制度は僅か3年で見直され、2006年に「障害者自立支援法」が成立しました。この法律については応益負担を違憲

とする訴訟等が起きたこともあったことから、与野党の談合によって、単なる看板の架け替えてとも言うべき「障害者総合支援法」が生まれました。

ここに至る障害福祉に関する法律改正の流れの背景には、国の社会福祉領域での費用削減という背景があるといえ、多くの家族の期待に反するものだったことはご承知のとおりです。

鹿児島大学の伊藤周平教授によれば、国は今もって障害福祉制度と介護保険制度の統合を諦めているどころか、むしろ着々とその方向に進んでいると指摘しています。

先月開催された全施連の理事会でも話し合ったことですが、これから私たち家族が取り組むべきことは、これまで全施連・神奈川県連が展開してきた請願活動の4項目について、必要な見直しを行ったうえで再度取り組みを展開することです。

なお、**請願4項目とは次のとおりです。**(請願策定後の状況変化を織り込んだ表現にしています。)

① 知的障害のある人が、生涯を通じて24時間切れ目のない安心・安全に暮らせる入所施設を設置するとともに、グループホームを充実すること。

② 障害支援区分を廃止し、支援の必要度に応じた福祉サービスを利用できる仕組みとすること。

③ 安定して継続的な支援が受けられる職員体制にすること。

④ 行政機関は、福祉サービスの利用に關し、自己選択権の行使・権利擁護・苦情解決について一切の責任を負うこと。

請願の理由

ア 知的障害のある人(以下「本人」)は、障害の程度・態様を問わず、生涯を通じ24時間切れ目の無い支援と見守りがなければ、一人では生き辛いという特性を持っています。

自立支援法施行以降、施設入所支援は昼夜分離になり、かつ、夜間の報酬単価(支援の質量)は、日中の報酬単価の3分の1という不合理な制度になりました。これはもとも必要な夜間における支援の質・量の低下をもたらすものです。入所施設こそ生涯を通じた24時間切れ目のない「終のすみか(家庭)」として、位置づけ活用すべき社会資源です。

その意味において、より豊かな生活が享受できる施設の新設または支援の質・量の抜本的なレベルアップを図るとともに、グループホームを充実するべきです。

なお、施設に入所している人たちは、好んで長期にわたって入所しているのではなく、障害の程度・態様からそれを必要としているものであることも付け加えておきます。

また、希望があるにもかかわらず、入所施設が不足しているため、在宅での待機を余儀なくされている人が多数いるという現状にも目を向けるべきです。

イ 障害福祉サービスの必要性を明らかにするとされている障害程度区分は、介護保険との一元化を前提とした要介護認定用の判定方法をモデルとしてい

るため、様々な特性を持つ知的障害のある人にとっては不適切なものとして、前政権から見直しの必要性が指摘されています。

また、障害支援区分を支援の質・量(報酬)に結びつけるだけでなく、障害福祉サービスの利用制限等によって、知的障害のある人たちの暮らし方まで制約するのは人権侵害といえます。

それにも拘わらず、障害支援区分の廃止は現在でも実現しないままになっています。

ウ 障害福祉サービスにかかる事業者報酬の日額制は、利用者がその日によって日中活動の場を選べる利点があると言われていますが、結果的には施設経営の不安定な状態を招き、その結果支援の質・量の低下に繋がっています。

特定費用(食事等実費負担)を除く事業者報酬については月額制とし、安定した支援が受けられるようにする必要があります。

エ 司法例において、多くの知的障害のある人には契約能力がないと判断されているにもかかわらず、支援費制度になってから障害福祉サービスの利用契約は、本人と事業者間で行われるようになりました。

どのような障害福祉サービスをどの程度利用するかについては、知的障害のある人(必要に応じてその家族等)の判断に委ねることにし、利用契約は国または地方自治体と事業者間で行うようにする必要があります。